

# 国際条約による証書交付に関する事項

## 改正規則等

国際条約による証書に関する規則  
登録規則細則

## 改正事項

国際条約による証書交付に関する事項

## 改正理由

平成 21 年 10 月 1 日、国土交通省は、日本籍船舶の検査に関する海外の船級協会の登録に関連し、条約証書及び条約交付申請書の様式について、船舶安全法に規定する証書発給業務規程にこれに関する事項が定められている場合には、「海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令」に規定される様式にかかわらず、登録された船級協会が定める様式を認める旨の改正を行った。

今般、上記省令改正を機に、条約証書及び条約証書交付申込書の様式について認可を受けるべく、関連規則を改めた。また、これに伴い製造中登録検査等に関する申込書の書式例についても改めた。

## 改正内容

- (1) 国際条約による証書に関する規則に、各種条約証書様式及び条約証書交付等申込書を規定した。
- (2) 登録規則細則の付録としている製造中登録検査等に関する申込書の書式例について証書等発行申込み毎に関する記述を改めた。